

## アスベスト対策連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 アスベスト(石綿)問題について、庁内及び関係機関間の情報共有と連携の強化を図り、効果的な対策を推進するため、「アスベスト対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、アスベスト対策に関する次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) アスベストに関する実態把握に関すること
- (2) アスベストに関する相談に関すること
- (3) アスベスト対策に関する事業者等への指導及び啓発に関すること
- (4) その他必要と認められる事項に関すること

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課所をもって構成する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は県民環境部長の職にある者を、副会長には環境局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長が必要と認める場合は、新たな関係機関を連絡会議に追加することができる。
- 4 会長が必要と認める場合は、関係者に対し、オブザーバーとして連絡会議への出席を要請することができる。

### (事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、県民環境部環境局環境政策課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年8月5日から施行する。

別表

| 機関・部局名                  |         | 課(室)名             | 所管分野                |
|-------------------------|---------|-------------------|---------------------|
| 厚生労働省<br>愛媛労働局<br>労働基準部 |         | 監督課               | 労働安全衛生法等            |
| 愛媛県                     | 総務部     | 総務管理課             | 本庁舎、地方局本庁舎等         |
|                         |         | 私学文書課             | 私立学校                |
|                         |         | 市町振興課             | 市町施設                |
|                         | 企画情報部   | 企画調整課             | (主管課)               |
|                         | 県民環境部   | 県民生活課             | (主管課)               |
|                         |         | 環境政策課             | 大気汚染防止法             |
|                         |         | 廃棄物対策課            | 廃棄物処理法              |
|                         | 保健福祉部   | 保健福祉課             | 健康危機管理、保健所所管        |
|                         |         | 健康増進課             | 健康相談対応              |
|                         | 経済労働部   | 産業政策課             | (主管課)               |
|                         |         | 労政雇用課             | 労働行政                |
|                         | 農林水産部   | 農政課               | (主管課)               |
|                         | 土木部     | 土木管理課             | (主管課)               |
|                         |         | 土木管理課技術企画室        | 建設リサイクル法            |
|                         |         | 建築住宅課             | 建築基準法、民間大規模建築物、県営住宅 |
|                         |         | 建築住宅課営繕室          | 県有施設の設計図書調査         |
|                         | 公営企業管理局 | 総務課               | 県営発電所、県立病院          |
|                         | 教育委員会   | 教育総務課             | (主管課)               |
|                         |         | 義務教育課             | 市町立学校               |
|                         |         | 高校教育課             | 県立学校                |
| 警察本部                    | 会計課     | 警察関係施設            |                     |
| 松山市<br>環境部              | 環境指導課   | 松山市アスベスト対策連絡会議事務局 |                     |